

平成31年度青森県国民健康保険事業費納付金の本算定結果について

【資料1】

1 納付金確定額（青森県公表資料抜粋）

（単位：円）

項目	平成31年度金額①	平成30年度金額②	差額（①－②）	備考
納付金確定額(H+I)	8,016,364,447	7,354,337,448	662,026,999	被保険者の保険税負担の急激な増加を回避するため、県の都道府県繰入金を財源に、基準年度から1年当たり伸び率が、一定割合を超える市町村に実施する激変緩和措置後の額

2 納付金確定額の算定（基礎分、後期分、介護分の合算額）

（単位：円）

項目	平成31年度金額①	平成30年度金額②	差額（①－②）	備考
県全体の保険給付費(A)	121,410,341,863	123,356,623,065	△ 1,946,281,202	県全体の「被保険者1人当たり診療費」×「被保険者数推計」等に基づき、H29実績額にH26からH28の伸び率を乗じて算出
前期高齢者納付金等	58,242,627	63,873,438	△ 5,630,811	65歳以上74歳以下の前期高齢者に係る医療費の負担を各保険者間で調整するため社会保険診療報酬支払基金に納付する額等
特別高額医療費共同事業拠出金	108,991,737	114,358,247	△ 5,366,510	著しく高額な医療費（1件:420万円超）に関する給付に要する費用に充てるため、県が国保連に納付する額
歳出計(B)	167,234,364	178,231,685	△ 10,997,321	
前期高齢者交付金	37,027,560,144	37,614,271,768	△ 586,711,624	65歳以上74歳以下の前期高齢者に係る医療費の負担を各保険者間で調整するため社会保険診療報酬支払基金から交付される額
国・療養給付費等負担金等	25,268,774,529	25,591,490,882	△ 322,716,353	市町村の療養の給付等の支給に要する費用並びに前期高齢者納付金等の納付に要する費用について、国が県に交付する定率負担の額等
国・普通調整交付金	9,946,543,000	11,154,540,000	△ 1,207,997,000	都道府県間における財政力の不均衡（医療費水準、所得水準を調整するため、国が県に交付する額
都道府県繰入金	4,882,834,755	4,798,404,541	84,430,214	県の一般会計から国保特別会計に繰り入れる額のうち、市町村の個別事情に応じて充てられる部分を除いた額
高額医療費負担金	1,880,611,044	3,583,704,514	△ 1,703,093,470	高額な医療費（1件:80万円超）に関する給付に要する費用について、国及び県の一般会計から国保特別会計に繰入る額
特別高額医療費共同事業交付金	108,860,156	114,225,128	△ 5,364,972	著しく高額な医療費（1件:420万円超）に関する給付に要する費用について、国保連が県に交付する額
特別高額医療費共同事業負担金	59,345,000	60,584,562	△ 1,239,562	著しく高額な医療費（1件:420万円超）に関する給付に要する費用について、国が県に負担する額
その他	0	6,082,878	△ 6,082,878	激変緩和措置用の国公費の残
歳入計(C)	79,174,528,628	82,923,304,273	△ 3,748,775,645	
青森県精算額(返還分)(D)	2,407,631,482	3,061,596,780	△ 653,965,298	青森県全体の前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、介護納付金の前々年度(平成29年度)の精算額等
本市納付金算定基礎額(E) (A+B-C+D)	44,810,679,081	43,673,147,257	1,137,531,824	
調整係数反映後の本市納付金基礎額(F)	8,482,290,682	8,064,502,507	417,788,175	県内市町村における年齢構成の差異を調整した医療費水準と所得水準等に応じて計算
青森市精算額(追加交付分)(G)	485,740,118	749,170,956	△ 263,430,838	青森市の前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、介護納付金の前々年度(平成29年度)の精算額等
納付金確定額(H) 一般被保険者分(F-G)	7,996,550,564	7,315,331,551	681,219,013	
納付金確定額(I) 退職被保険者等分	19,813,883	39,005,897	△ 19,192,014	65歳未満で、被用者保険の加入期間が20年以上、若しくは40歳以降に10年以上で、老齢(退職)年金を受給している方を対象

3 納付金算定上の基礎数値

（単位：円、人）

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	伸び率 (H29/H26)
県の被保険者数	381,733	368,288	352,226	332,042	86.98%
本市の被保険者数	71,064	69,731	67,376	64,363	90.57%
本市の医療費総額	19,803,908,279	20,166,585,644	20,146,632,183	19,594,688,496	98.94%
本市の1人あたり医療費	278,678	289,206	299,018	304,441	109.24%
(参考) 県内合計の80万円超のレセプトに係る80万円超部分の合計	9,256,624,671	9,470,244,510	11,687,925,016	10,528,658,198	113.74%

4 納付金確定額(H)一般被保険者分の算定式 (H30年度算定式と変更無)

- (1) 本市納付金算定基礎額(E)の算出
○県全体の保険給付費(A)＋歳出計(B)－歳入計(C)＋県精算額(返還分)(D)
- (2) 調整係数反映後の本市納付金基礎額(F)の算出
○本市納付金算定基礎額(E)×医療費水準×所得水準×調整係数
- (3) 納付金確定額(H)一般被保険者分の算出
○調整係数反映後の本市納付金基礎額(F)－本市精算額(追加交付分)(G)

5 納付金増額の主な理由（青森県健康福祉部高齢福祉保険課から聞き取り）

- (1) 国・普通調整交付金の減額
○平成31年度の金額は、他県の調整対象需要額の増加に伴う県の相対的な需要額の減少により、平成30年度と比較して減額となっている。
- (2) 高額医療費負担金の減額
○平成30年度は、国が示した計算式(計算シート)に基づき県が算出したが、それが過大に積算されていたことから、平成31年度は国が示した見込額に基づくことによる減額である。
○過大積算の理由は、平成30年度は平成26年度の負担金実績額(約1,889,000千円)と平成28年度の負担金実績額(約2,602,000千円)を使用して、H26-H28の伸び率を平成28年度の負担金に乗じることで、平成30年度の推計額を算出するものであったが、平成28年度負担金実績額が突出して高いことから、平成30年度は過大に算出されたものである。
○平成31年度は、平成28年度負担金実績額を除いた過去数年間の実績を基に国が見込額を算出したものである。(H30.12.26付け国確定係数通知に基づく数値)

6 納付金の今後の状況

- 本市の納付金は、県全体の被保険者数の減少に伴う保険給付費と国等からの公費の影響によって、毎年度、変動する。
- 平成32年度以降の納付金は、平成31年度納付金の本算定時のような平成30年度高額医療費負担金の過大交付による大幅な公費の減額影響や普通調整交付金等の減額影響が無いとは言えないことから、毎年度、納付金の内容をしっかりと分析する必要がある。